

「地方公共団体における内部統制・監査に関する研究会」監査部会 第2回議事概要

日時：平成30年2月5日（月）15：00～17：00

場所：総務省内会議室

出席者：宇賀部会長、山本部会長代理、秋山構成員、池田構成員、石川構成員、影浦構成員、貴納構成員、清水構成員、友渕構成員、町田構成員、宮原構成員

幹事：山崎自治行政局長、篠原大臣官房審議官、阿部住民制度課長、岡総務室長、植田行政経営支援室長

事務局：吉川行政課長、松谷行政企画官、山口監査制度専門官、篠田行政課課長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 議事について
3. 閉会

【意見交換】

- 監査の品質管理の取組として、監査調書の整理整頓や、ファイル・証拠書類が添付されているかといったことは個々の監査担当課においてチェックした上で、独立的評価としての監査調書等のレビューを行っている。
- 行政監査・定期監査と区別して監査を実施しているのではなく、定期監査の延長線上に行政監査があると考えており、これらにより総合的に見る事が可能となっている。
- 監査として、手続や数値の合規性の観点をチェックすることは前提として、事業の目的が果たされているかどうかということが最終的なチェックポイントであると考えている。
- 指摘をした原因、その認識、方向性といったことまで把握した上で具体的な措置の方向性も内部統制を促すような指摘を行っている。
- 監査委員の選任は長の権限であり、選任の要件として何を求めるのかは長の判断となるが、例えば住民監査請求のように、弁護士資格保有者が監査を実施したほうが有効ではないかと思われるケースもある。ただ、今回の法改正で監査専門委員を常設又は臨時的に選任することができるようになっており、この制度を利用することにより、解決すること

ができるようになるのではないか。

- 監査委員事務局職員が他部局に定期的に異動することについて、独立性の議論もあるが、人材が交流することで各部局と監査委員事務局双方のレベルが上がっていくのではないかと思う。
- 議選監査委員の場合、議会の事情に明るく、議会と様々にやり取りをすることもできるので、非常に有意義な場合もある。
- 監査委員自体は執行機関であり、その選任に当たっては議会の同意を得て長が選任することとしており、長と議会が信頼した人が責任をもつという仕組みを法は想定している。したがって、必ずしも監査の専門家を選任することが念頭に置かれているわけではない。
- 監査委員事務局の規模としては、都道府県でも二十名程度の規模の場合もある。このあたりの規模を相場感覚として議論することも考えられるのではないか。
- 東京都では、事業局出身者や監査部門のベテランを、一般的な人事のローテーションの中で、監査部門に配置している。平均的な在職年数は監査事務局において7年程度であり、15年以上のベテランの職員も複数いる。また、研修を通じて人材育成も行っている。独立性の問題はあるかもしれないが、これらの取組により監査委員事務局の人材のレベルを上げていくことができる一つの方法であると考えている。
- 市町村レベルでは監査委員事務局の規模が小規模である場合、監査委員事務局の職員が議会事務局の職員と兼任している場合もあるが、かつては予算決算を策定する総務課が監査委員事務局を兼任しているといった事例もあったから、当時よりは分担が進んでいるのではないかと思う。また、監査委員事務局だけにはキャリアアップも難しいと考える場合もあることから、一般的な人事ローテーションの中で、監査委員事務局以外も経験することは、職員個人の観点からは望ましいところもあると思う。
- 地方自治法では定期監査、例月出納検査、決算審査を区別して規定しているが、それぞれの監査等を組み合わせることによる効果を、内部統制の基準と結び付けながら論じることも考えられるのではないか。
- 一般的なフレームが必要となる一方で、各団体は、それぞれ独自の観点に基づいて監査

を実施している場合もある。こうした各団体の事情を加味しつつ、一般的なフレームを作ることは考えられないか。

- 監査基準に関する指針を策定する中で、監査・検査・審査の着眼点を明示していくことになるかと思う。監査には、保証型か指摘型かの二つの種類があるが、リスクアプローチをとるならば保証型監査に近くなると感じる。そうであるならば、報告書の質を確保するために、どの程度の監査水準が必要となるのかを指針等によって統一的に示す必要が出てくるのではないか。
- 現状の地方公共団体の監査委員監査は保証型の監査はできないのではないかと思う。
- 監査した限りにおいてはという限定的で保証している部分はあるかもしれないが、基本的に保証型は難しいと思う。
- 指摘をして担当部局との協議を繰替えして双方納得の上で改善が進み、それが住民の福祉の向上、ひいては税金の無駄遣いを無くすといったPDCAのサイクルとなることが適切な監査ではないか感じている。そのため、監査の目的を明確にし、その目的の達成感を味わうことにより、監査委員自身の幸せにも繋がるのではないか。
- 東京都や大阪市の説明を伺っていると、2005年の会社法改正時に想定されていた監査役スタッフの議論と重なる部分が多いように思う。
- 財務諸表監査では内部統制に依拠して、一定の監査の省略又はサンプリング処理を認める場合がある。これを監査基準上、どのように考えていくのかが重要となるのではないか。
- 監査委員の監査基準を検討するに当たっては、監査役監査が取り扱う様々なリスクをレベルを分けて整理しつつ、監査役監査基準、内部監査基準、財務諸表監査基準の内容を少しずつ組み合わせるような取組も必要となるのではないか。また、各監査等の対象で切り分けて考えていくという議論は、それぞれの監査報告を行う段階ではあるかもしれないが、リスクを識別する段階ではあまり重要ではないように感じている。
- リスクが必ずしも高くはないとしても、全件チェックを必要とするような、随意契約のような問題はあある。民間企業ならばリスクの低いものは切り落とすが、地方公共団体では全件チェックによる精査が必要なのかどうか。この問題をリスクアプローチの考え方と

どのように組み合わせ、どのように監査基準に盛り込んでいくのかについても考える必要があるのではないか。